

物価高騰対策として

交付金を交付します

原油・原材料価格の高騰に直面する医療機関等の安定的なサービスの提供を支援するため、光熱費等の価格高騰分の一部を助成します。
交付を希望される場合、申請をお願いします。

交付金制度のご案内

対象者要件に該当し、申請いただいた医療機関・薬局・助産所の皆様には、市から交付金をお支払いします

対象者

佐久市内の、病院・医科診療所(有床・無床)・
歯科診療所・薬局・助産所

支払額

区分		金額	
		基準単価	加算額
医療機関	病院 医科診療所(有床)	18万円	2万円×許可病床数 (令和4年10月1日現在)
	医科診療所(無床) 歯科診療所	9万円	—
	助産所	9万円	—
	薬局	9万円	—

支払要件

- ◆光熱費、食材費、ガソリン代について原油価格等の高騰の影響を受けていること。(自己申告とし、申請書にチェックを入れていただきます。)
- ◆申請日時点で休止中でなく、また、休止又は廃止の予定がないこと。
- ◆令和4年10月1日時点で、医療機関においては保険医療機関である、薬局においては保険薬局であること。また、助産所においては同時点で、開設の届出をしている又は開設の許可を受けていること。

添付書類

長野県の社会福祉施設等価格高騰対策支援金の決定通知書の写し又は申請書の写し
(県へ電子申請した場合は、申請したことが分かる画面を印刷し添付)
※ 可能な限り、決定通知書の写しをお願いします。

申請期限

令和5年2月28日(火)



- ◀ 申請書等は、こちらからダウンロードしてください。
※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、可能な限り、郵送での提出をお願いします。

担当・問合せ先

佐久市役所 健康づくり推進課
電話0267-62-3524(直通)